

「ゆめタウン呉」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン呉
所在地 呉市宝町5番10外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	荷さばき施設の位置	荷さばき可能時間帯
	店舗西側	午前6時～午後10時
変更後	荷さばき施設の位置	荷さばき可能時間帯
	店舗西側	午前4時～午後10時

3 変更の年月日

平成31年3月1日

4 変更する理由

運送業界の人手不足に対応し、広島近郊のゆめタウンを1台の荷さばき車両で引用可能とするため

5 届出年月日

平成31年2月21日

6 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 本日から平成31年6月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

6 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成31年6月24日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課